

新型コロナウイルス感染症の労災補償に関するお知らせ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります。

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、療養補償給付等の保険給付を受けられます。

また、保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、山形労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

対象となるのは

- ◆感染経路が業務によることが明らかな場合
- ◆感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
- ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
- ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務
- ◆症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合
- ◆医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは、下記リンクをご覧ください。

○リーフレット

「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698300.pdf>

○新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

（労働者の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html